

3 . 留辺藪町測量作業マニュアル

留 辺 藪 町 測 量 作 業

作 業 マ ニ ュ ア ル

平成 18 年 4 月

北見市留辺藪町

目 次

第 1 編 総則

第1条	目的	1
第2条	留辺藪町公共測量作業規程等の準則	1
第3条	測量の基準	1
第4条	位置の表示	1

第 2 編 基準点測量

第 1 章 概説

第5条	要旨	2
-----	----	---

第 2 章 基準点測量

第6条	要旨	2
第7条	等級及び既知点の種類	2
第8条	精度等	2

第 3 編 応用点測量

第 1 章 概説

第9条	要旨	3
-----	----	---

第 2 章 用地測量

第10条	境界測量の方法	3
------	---------	---

第1編 総則

(目的)

- 第1条 本測量作業マニュアルは、測量法の改正により、新たに規定された測量の基準である世界測地系に準拠した座標系にするため、留辺蘂町内に存在する既存公共基準点及び地籍成果の更新を行う事である。
- 更新される成果の変換作業は、公共測量として位置づけ、公共測量に関する法定手続きを経て測地成果 2000 に適合した公共測量成果となる。
- 本作業に適用した変換方法は、留辺蘂町公共測量作業規程第16条(機器等及び作業方法に関する特例)を運用し、国土地理院の技術的助言の下「測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル」に記載されている「地域毎に適合した変換パラメータによる座標変換」を採用している。
- 又、今後の測量作業の方法等を定めることによって、その規格の統一計り、必要な精度を確保する事を目的とする。

(留辺蘂町公共測量作業規程の準用)

- 第2条 この作業マニュアルに定めるもの以外は、留辺蘂町公共測量作業規程(平成14年世界測地系対応版)の関係規定を準用する。

(測量の基準)

- 第3条 この作業マニュアルを適用して行う留辺蘂町測量作業は、公示されている基本測量及び公共測量の測量成果に基づいて実施する。

(位置の表示)

- 第4条 留辺蘂町公共測量における位置は、平成14年国土交通省告示9号に規定する平面直角座標系の平面直角座標及び測量法施行令(昭和24年政令第322号)第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さ(以下「標高」という。)により表示する。

第2編 基準点測量

第1章 概説

(要旨)

第5条 基準点測量は、既知点に基づき新点である基準点の位置を定める作業をいう。
留辺蘂町においては、測地成果 2000 に適合した公共測量成果とするため、電子基準点を核とした測量網を構築し、地域に適合した更新成果となるため、留辺蘂町独自の地域毎パラメータ値を決定し、基準点及び地籍成果の変換を行っている。
よって、実施される測量は、この基準を満たすものとするため、その作業実施の指針を示すことを目的とする。

第2章 基準点測量

(要旨)

第6条 実施される測量は、地域毎に適合したパラメータ値により変換された基準点成果と整合性を計るため、改測及び改算された基準点を既知点として実施する。

(等級及び既知点の種類)

第7条

等級	使用既知点	備考
1級基準点	国家三角点及び留辺蘂町1級基準点	配点は基準点網図参照
2級基準点	国家三角点及び留辺蘂町1、2級基準点(改測点)	配点は基準点網図参照
3級基準点	国家三角点及び留辺蘂町1、2、3級基準点(改測点・改算点)	配点は基準点網図参照
4級基準点	国家三角点及び留辺蘂町1、2、3級基準点(改測点・改算点)	配点は基準点網図参照

* なお、3, 4級基準点において、RTK-GPS 及び電子基準点を用いたネットワーク型 RTK-GPS を使用する場合は、公共測量作業マニュアル(案)基準点測量を運用する。

(制度等)

第8条 留辺蘂町公共測量作業規程(平成14年世界測地系対応版)の関係規定を準用する。

第3編 応用測量

第1章 概説

(要旨)

第9条 応用測量とは、道路・河川・公園等の計画、調査、実施設計、用地取得、管理等に用いられる路線測量、河川測量、用地測量をいう。本編では主に用地測量を実施する場合の指針を示すものである。

第2章 用地測量

(境界点測量の方法)

第10条 境界点の測量に使用する与点は、電子基準点並びに改測・改算された一，二，三等三角点及び1，2，3級基準点を使用して行うものとする。観測及び計算の方法は、地籍測量作業規程及び留辺藁町公共測量作業規程を準用する。







